平成２９年（フ）第１００号
岐阜県揖斐郡池田町宮地565番地の２
債務者　藤敦　英紀
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２３２号
高知市平和町28番地12　改住27号
債務者　筒井　純子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４０７６号
大阪市平野区喜連西５丁目４番45―204号
債務者　澤井　雄二
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３８４号
大阪市西成区南津守４丁目１番91―308号
債務者　池田沙都美
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４８６号
大阪府東大阪市横小路町５丁目４番35号302号
債務者　戸澤　舞香
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１６号
大阪市福島区鷺洲４丁目３番23―707号
債務者　岡田　有沙（旧姓江崎・前田）
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６３９号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目６番地の１（D13―430）
債務者　中川　毅
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６９号
大阪府吹田市広芝町13番22―1103号
債務者　渡邊　秀子
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７１０号
大阪市西成区千本南１丁目15番11号　パルミエール岸里　２Ｂ、前住所大阪市西成区南津守６丁目５番10号　サウスシックス　302
債務者　澤味由里香
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７２９号
大阪市平野区喜連５丁目10番30―102号
債務者　佐藤　園美
1　決定年月日時　平成29年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６７号
岡山市北区京橋町８番６号、旧住所岡山市北区奥田本町23番26号　パークヒルズ奥田102号
債務者　木戸　真子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７７号
愛知県豊橋市西小鷹野４丁目13番地９（102）
債務者　須賀　晋一
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１６９号
北海道旭川市神楽６条９丁目７番１号　ダイヤハイツ神楽６－９　201号室
債務者　長友あゆみ
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３８号
北海道旭川市東３条10丁目３番９号　イースト310Ｄ202号室
債務者　土屋　亜衣（旧姓竹原）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４８号
北海道旭川市東３条８丁目３番５号　サンフラワー308　110号室、住民票上の住所北海道旭川市豊岡４条10丁目９番11号
債務者　関戸　進一
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部